

平成30年12月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	小林昭一
委員会開催日	平成30年12月13日(木)
所属委員	〔副委員長〕伊藤達也 〔委員〕 三村博隆 橋本徹 先崎温容 円谷健市 勅使河原正之 阿部裕美子 柳沼純子 青木稔



小林昭一委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・22件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(12月13日(木))

阿部裕美子委員

土2ページの職員費を5億6,439万9,000円減額しているが、正規職員、任期付職員、再任用などの職務執行体制はどのようになっているか。

土木総務課長

職務執行体制については正規職員、任期付職員、再任用、地方自治法に基づく他県からの応援職員、臨時職員、非常勤嘱託員という体制であるが、退職や、他県からの応援職員が平成30年7月豪雨により帰還するなど職員数は変動している。

今年度の執行体制は、正規職員及び任期付職員が1,214人、再任用が79人の合計1,293人でスタートしている。なお、他県からの応援職員については44人であったが月ごとに変動している。

阿部裕美子委員

職員数が昨年度より少ない状況で奮闘しているということか。

土木総務課長

他県からの応援職員も減っているが、CM業務という民間に工事の施工管理を委託する制度なども活用しながら与えられた人数で効率的に進めている。

阿部裕美子委員

いろいろと大変であるが健康に留意して奮闘してもらいたい。

土22ページ、あづま総合運動公園の指定管理者の指定について、平成30年度から5年間の限度額が30億9,328

万2,000円となっているが、前回よりも増額しているのか。また、次の逢瀬公園、福島空港公園についてはどうか。

まちづくり推進課長

前回との比較では消費税率や人件費の上昇などにより若干の増額となっている。

橋本徹委員

土47ページは変更後の金額が約2億5,843万円減額、土48ページは約4,815万円増額となっており大分増減しているが、その理由を聞く。

河川整備課長

土47ページについては、海象条件の悪化により海上における所要作業日数が確保できず、契約工期内での完成が見込めないことから、2号人工リーフのブロック据付工事の一部を変更したためである。

次に、土48ページの増額の理由については、堤防の基礎部が矢板構造になっており、打ち込みの際にコンクリートの構造物が地下に見つかり、この撤去に時間と費用がかかったためである。

阿部裕美子委員

土11ページ、民間住宅等対策費の建築物耐震化促進事業の内容について説明願う。

建築指導課長

建築物耐震化促進事業については、耐震改修促進法に基づいて耐震診断が義務づけられた民間建築物の耐震化に対して補助するものであるが、民間建築物の所有者の事業計画変更により今年度の事業実施が見送られたものである。

勅使河原正之委員

土40ページ、郡山市逢瀬町多田野地内の（仮称）三森3号橋上部工は、橋脚の工事をしているところか。

道路整備課長

現在、橋脚を施工中の橋梁である。

勅使河原正之委員

これはプレキャストPC桁だと思うが、この8億1,129万6,000円には製造、設計、施工管理の一式を入れたということか。桁を別発注にしなかった理由も含めて説明願う。

道路整備課長

今回、工事を発注した内容は、橋梁上部工でプレストレスト・コンクリートの3径間の連続ラーメン箱桁橋で箱をつくってそれを桁として使うことになり、それに車が通る床版などの工事が入っているもので上部工一式を施工する契約内容になっている。

勅使河原正之委員

そういった特殊性に鑑み、製造から設計、最後の監理まで一体的に行ったほうがより安全・安心で施工性もよいため、全部一体型で発注したということか。

道路整備課長

この橋は、やじろべえ工法といって現場でつくりながら徐々に張り出していくものである。

勅使河原正之委員

ぜひ現場を見たいが、この場所は狭隘で交通量も多いので、特に夜間、早朝の交通規制については厳しく見てほしい。これは要望である。

橋本徹委員

本会議で答弁のあった復興公営住宅の入居要件の緩和についてももう少し詳しく説明願う。

建築住宅課長

本会議で復興公営住宅の入居募集について質問があり答弁したものである。

これまでは避難指示が解除された区域に居住していた方は、相双地区、いわき地区、県北地区の復興公営住宅にのみ入居可能としていた。これを拡大して1月の募集から全ての地区の復興公営住宅に応募できることとした。

橋本徹委員

現段階で要件が緩和されたことにより県中、県南に住みたいという方はいるのか。

建築住宅課長

市町村を通じて「避難指示は解除されたが、郡山の復興公営住宅に入居したい」という声がある旨を聞いている。

橋本徹委員

この前、大熊町を訪れた際に転居要件はこれからも緩和願うと強調された。特に途中から障がい者になった場合などの要件緩和についてこれからぜひ検討願う。これは要望である。

阿部裕美子委員

4月1日から復興公営住宅の家賃が割り増しになる世帯はどのくらいを見込んでいるか。

建築住宅課長

収入超過者で3年以上継続して入居している方は、収入超過の度合いによって家賃が上がっていくが、来年4月1日からの該当者は30名を見込んでいる。

阿部裕美子委員

本会議での答弁では避難者の生活再建を支援する観点から軽減措置の検討を進めているとのことだったが、どのような検討をしているのか。

建築住宅課長

収入超過者の家賃は近傍同種家賃に向かって上がる。近傍同種家賃とは、概念的にいうと民間のアパートの家賃相当であり、これに近づくということである。その算定は工事費等をもとに行うが、復興公営住宅を建設した時期は復興期のため工事費が上昇していたので、その上昇分まで家賃として求めるのは適当でないことから工事費の上昇分を減額した家賃を考えている。

伊藤達也副委員長

昨年12月の本委員会で私から福島市北沢又の復興公営住宅は、官発注では全国でも初めてのCLT工法になり全国から注目を集めているので、正当な理由なく工期が伸びないようにとの要望をした。

そこで、先月が工期だったと思うので現在の状況について聞く。

建築住宅課長

北沢又団地の復興公営住宅整備事業の建築工事については、平成29年12月25日～30年11月19日を工期として工事を進めていた。その中でことし7月の西日本豪雨災害により岡山県にあるCLTパネル工場が被災し、そこからのパネル搬入が約2週間おくれた。また、住宅性能を向上させるための追加工事を指示したことにより約2週間の工事延長となった。

合わせて30日間の工期延長と諸経費など600万円の増額変更となった。この工期延長と増額変更は正当な理由と考えているが、受注者の施工管理能力の不足などからさらに2カ月工事がおくれ、現在2月下旬の完成となる見込みである。

伊藤達也副委員長

心配したような状況になったが、県は施工業者に対してどのような措置をとるのか。

建築住宅課長

事業者への対応としては、おくれた2カ月ほどの期間に相当する損害金を請求する考えである。また、工期におくれたため入札参加資格制限の対象となる見込みである。

伊藤達也副委員長

入居予定者への影響はどうなっているか。

建築住宅課長

入居予定の8世帯には入居が出来る旨の説明をして、3月からの入居で了解を得ている。

伊藤達也副委員長

今後こうしたことがないように入札のあり方の見直しも含め、しっかりと再発防止策をとるべきだと思うが、何か検討していることはあるか。

建築住宅課長

北沢又団地を含めた4,767戸の復興公営住宅については緊急な整備が必要であったため公募型の緊急随意契約としたが、現在、入居募集及び建設を保留している123戸の復興公営住宅を発注する際には、通常の方式であ

る総合評価方式による条件付一般競争入札とすることを考えている。

柳沼純子委員

定住・二地域居住の推進について聞く。

定住・二地域居住を進めて久しいが、今までの推移と人口減少対策を進める中で有効な施策があれば聞く。また、その実績はどうか。

建築指導課長

建築指導課では、定住・二地域居住の推進に関連する事業として空き家・ふるさと復興支援事業、多世代同居・近居推進事業、来てふくしま住宅取得支援事業、森と住まいのポイント事業の4つの事業に取り組んでいる。

各事業のこれまでの実績は、空き家・ふるさと復興支援事業の県外からの移住世帯が94世帯、多世代同居・近居推進事業が18世帯、昨年度創設した来てふくしま住宅取得支援事業では13世帯、森と住まいのポイント事業では4世帯となっている。

これらの事業については、県外から県内への移住のインセンティブとして県外からの相談が結構あり、良好な取り組みとの評価を受けており今後も引き続き取り組んでいきたい。

柳沼純子委員

震災前と後ではどのようになっているか。

建築指導課長

建築指導課で行っている定住・二地域居住の4つの事業については、震災後に取り組みを始めた事業なので震災以前との比較はできない。

柳沼純子委員

今の説明を聞いて大変有効だと思うので、これからもしっかり進めてもらいたい。震災以前から定住・二地域居住を推進していたと思うので、震災前後の状況について資料を提出願う。

小林昭一委員長

ただいま柳沼委員から資料要求があったが、執行部では資料を提出できるか。

建築指導課長

震災以降の4つの事業の実績等については資料を準備できるが、提出については委員長に要請願う。

小林昭一委員長

今の説明では震災以降の4つの事業に関する実績とのことだが、どの時期からの資料が必要か。

柳沼純子委員

定住・二地域居住の推進が始まったのはいつか。

土木企画課長

定住・二地域居住については、企画調整部が主となって行っている事業であり、土木部では先ほど説明した内容を行っているので、定住・二地域居住の震災前後を比較するデータ等は持ち合わせていない。

橋本徹委員

都市計画法の改正によって農家住宅の対策ができるようになったとのことだが、農林水産部との調整等マッチングに向けた取り組みはどのように考えているか。

都市計画課長

今回、開発審査会の基準の一部改正を行っている。

その内容は、市街化調整区域における農家住宅、分家住宅等は属人性があるため一般住宅に用途の変更ができなかったものを、一般住宅にできるように基準を改定したものである。

また、定住・二地域居住促進のための取り組みの一部であるが、市街化調整区域は基本的に居住者数が少ない地域であり、件数も限られるため、農林水産部との調整はしていない。

先崎温容委員

先ほど柳沼委員からも質問があった定住・二地域居住については、企画調整部の計画に沿って土木部もいろいろとタイアップしているとの話だったが、その中で空き家対策等との絡みで土木部がある程度携わっていたり、予算化しているものはあるか。

建築指導課長

定住・二地域居住に関連した空き家の活用等についての土木部としての取り組みは、先ほど柳沼委員にも説明した、空き家・ふるさと復興支援事業において県外から県内に移住する方を補助対象としている。

阿部裕美子委員

県有建築物の非構造部材減災化計画を策定したとのことだが、その内容について説明願う。

営繕課長

資料を探すので少し時間をもらいたい。

先崎温容委員

県が策定した国土強靱化地域計画について各部局に強靱化の進捗状況の照会があり、1月をめどに提出するとの話だが、土木部が該当するものは道路の耐久度や橋といったものになるのか。

土木企画課長

福島県国土強靱化地域計画については危機管理部が主となって策定している。その中で事前に備えるべき目標を掲げ、土木部でもその目標に沿って道路、河川、砂防といった各施設の強靱化に向けた施策事業等を計上しており、今後、必要に応じて内容を更新していく。

営繕課長

先ほどの県有建築物の非構造部材減災化対策について説明する。

平成27年10月に県有建築物の非構造部材減災化計画を策定し、その中でつり天井、エレベーター、建具、水槽といったものを対象に計画的に減災化を進めることとしている。

阿部裕美子委員

平成32年度までを第1期としているが、具体的にはどういったものをどのように進めるのか。

営繕課長

減災化計画で優先度合いを4つに分けており、そのうち優先度の最も高いランク1について平成32年度までに改善を図る計画で進めている。

阿部裕美子委員

優先度ランク1は県内に何カ所あり、どういった内容になるのか。

営繕課長

優先度の高いランク1に指定しているものは、7棟11室の天井、42棟に設置されている63基のエレベーターである。

阿部裕美子委員

平成32年度までの計画をどのように進めるのか。また、予算の問題などもあると思うが進行状況はどうなっているのか。

営繕課長

進捗管理については当課が事務局になっている県有建築物保全推進連絡会議を通じて各部局に計画に基づいて計画的に進めることを要請し、その進捗状況等を確認している。

阿部裕美子委員

被害が出ないうちに速やかに対応を進めてもらいたい。橋、トンネルなど建築から年月を経て、老朽化により耐震問題など心配な状況にある。福島県道路メンテナンス会議が調査した結果を発表しているが、築50年以上が経過し、5年以内に補強工事対策が必要と判断されたところなどはあるか。

道路管理課長

平成26年度から5年に一度近接目視で全ての橋梁について点検を行っており、29年度まで3,812橋を点検した。その結果、判定区分3の補修が必要なものは596橋あった。次期の5カ年点検までに判定区分3以上の橋梁について補修していくことを目標としている。

阿部裕美子委員

異常気象と言える状況のもとで突発的な被害を受けることが全国各地で起きているので、防災の立場からしっかりと事前の対応が必要になっており、危険箇所をきちんと見定めて整備促進を進めていく必要がある。

予算の問題が伴うのでしっかり予算をふやしてもらいたいが、どうか。

道路管理課長

国の交付金事業なども含めて維持管理の必要な経費を確保していく。

阿部裕美子委員

橋、トンネルの点検強化に赤外線の本格導入があるが、本県はどうなっているのか。

道路管理課長

現在、近接目視による点検を進めている。

今後、国から機械を使った点検などの指標が出されると思うので、適切に対応していきたい。

阿部裕美子委員

公的などころの耐震化も促進していかなければならないが、防災、減災の立場から住宅の耐震化を進める必要がある。阪神・淡路大震災のときは約9割が倒壊した家屋の下敷きになり圧死したため、個人の住宅についても耐震化をしっかり進める必要がある。

それについて金を余りかけないで耐震診断ができるシステムを考えていく必要があると思うが、どのような対応をしているのか。

建築指導課長

木造住宅の耐震診断、耐震改修については市町村を通じて補助する制度がある。

また、耐震診断については所有者の負担が非常に少なくなる制度設計としている。

阿部裕美子委員

個人の木造住宅の耐震診断は、市町村も取り組んでいるが数が非常に少ないので、もっと現状にふさわしい低コストの耐震診断、改築などに対する助成などを進める必要があるのではないか。

例えば、高知県や愛媛県では低コストの耐震診断システムをつくって進めているので、そういったところを参考にしながら低コストでしっかり調査できるシステムをつくっていく必要があると思うが、どうか。

建築指導課長

耐震診断の費用については、先ほども説明したとおり所有者の負担が少ない制度設計としている。委員指摘の高知県等の事例については、県としても情報収集に努めているが、現在行っている耐震診断も低コストで進められていると考えている。

阿部裕美子委員

ぜひそういったものを参考にしながら耐震強化が進むようにしてほしい。

次に、本県の災害時の土砂災害の危険箇所の指定はどうなっているか。

砂防課長

土砂災害の危険箇所については、現在7,983カ所を対象として基礎調査を進め、土砂災害警戒区域の指定を進めている。

9月末現在、土砂災害警戒区域については4,405カ所を指定し、55.2%の指定を完了した。引き続き速やかな

指定に向けて進めていきたい。

阿部裕美子委員

いつも災害の状況を見ると被害が出てからの対応になるが、4,405カ所を調査した中で非常に危険度が高く対応が必要と判断したところはあるか。

砂防課長

危険な箇所のハード対策については、土砂災害危険箇所の中で人家が多い箇所、要配慮者利用施設が存在する箇所、土砂災害が起こった箇所などで重点的にハード対策を進めている。

柳沼純子委員

土木部における定住・二地域居住の4つの事業の実績について資料の提出を願う。

建築指導課長

4つの事業における実績については資料を提出できるが、提出については委員長に要請願う。

小林昭一委員長

ただいま柳沼委員から資料要求があったが、執行部ではいつまでに提出可能か。

建築指導課長

あすまでに準備できる。

小林昭一委員長

それではお諮りする。ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林昭一委員長

異議ないと認める。12月14日までに15部を提出願う。

先崎温容委員

県内にはスマートインターチェンジは幾つあるか。

また、スマートインターチェンジ周辺で地元の方が奉仕作業等を行っている例があれば説明願う。

高速道路室長

現在、5つのスマートインターチェンジが供用されている。その中でボランティア等がかかわっているところは把握していない。

先崎温容委員

私の地元にある県道吉間田滝根線をあぶくま高原道路まで延伸する工事をしており、地元で新しくインターチェンジができる。さらには田村市大越町牧野地内にもスマートインターチェンジを整備している。

小野インターチェンジでは、こまちみどり愛護会があぶくま高原道路管理事務所の職員とともに年3、4回奉仕作業をしている。

何を言いたいかという、そういったものが新しくできたときに地元の方と密着しながら広げていくことが公共事業のよりよい広がり方になっていくと思うので、今回できる田村市滝根町広瀬、同市大越町では何かのタイミングで地元の区長や団体の方とそういった話をして一緒にその近隣の整備などについて声かけしていくこともよいと思うので提案したい。

阿部裕美子委員

国が大規模災害の状況を受けて緊急のインフラ点検を行った。この緊急点検の結果、甚大な人命被害が生じるおそれがある全国約120の河川で堤防強化の必要性が指摘されたが、この中に本県の河川は含まれているか。

河川整備課長

本県の河川でもバックウォーター現象等による堤防決壊が発生し5mを超える大規模浸水の危険性の高い箇所として1河川が該当している。

阿部裕美子委員

該当した河川への緊急対応はどうなるのか。

河川整備課長

現在、国で協議しているので、その結果を踏まえて県としても対応していきたい。

土木企画課長

全国重要インフラ点検の緊急対応については、現在、国で年内をめどに対策の方向性について取りまとめるので、県としてはこの結果なども踏まえながら、今後も適切に対応していきたい。

都市計画課長

先ほどの橋本委員に対しての答弁を訂正させてほしい。

農家住宅等を一般住宅に変更可能とする説明をしたが、「移住、定住を促進するため農家住宅等を賃貸住宅に変更することを可能とした」が正しい。

一般住宅への変更については今までの基準でもできたが、改正により農家住宅、分家住宅等から一般住宅、賃貸住宅に変更することが可能となった。